



30 資第 266 号

平成 31 年 (2019 年) 1 月 15 日

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会 御中

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定等について (依頼)

日頃より、当県の廃棄物行政に御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定による廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定に係る周知等については、廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定等について (平成 27 年 7 月 28 日付け 27 資第 201 号長野県環境部資源循環推進課長通知) にて依頼したところですが、今般、下記指定区域の指定を解除しましたのでお知らせします。

つきましては、貴協会会員への周知をお願い申し上げます。

なお、指定区域一覧表は県のホームページでも御覧になれます。

<指定区域一覧表の掲載ページ>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling>

[/haikibutsu/siteikuiki.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/siteikuiki.html)

記

区域指定を解除する土地

上伊那郡南箕輪村 8306-883 の一部、8306-1606 の一部、8306-1623 の一部、8306-1625 の一部、8306-1626 の一部及び 8306-1654 の一部

資源循環推進課廃棄物審査係

課長：伊東 和徳 担当：山崎 千晴

電話：026-235-7164

FAX：026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp